

横浜市斎場指定管理者
選定評価委員会

審査報告書

令和6年8月

目 次

1	経緯	2
2	横浜市斎場指定管理者選定評価委員会 委員	2
3	審査の経過	2
4	応募状況	3
5	応募者の提出書類審査及び面接審査の実施	3
6	審査結果	4
7	審査講評	4
8	評価表	5

1 経緯

横浜市久保山斎場の第1期指定管理者の選定にあたり、横浜市斎場指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）は、「横浜市斎場の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」（以下「選定要綱」という。）第2条の規定に基づき、応募者から提出された書類の審査及び面接審査（プレゼンテーション及びヒアリング）等を行いました。

このたび、審査が終了し、選定評価委員会として指定候補者を選定しましたので、審査結果を報告します。

2 横浜市斎場指定管理者選定評価委員会 委員

役職	氏名	備考
	大杉 泉	大杉公認会計士事務所 所長 公認会計士
	笠原 實	西区第3地区町内会自治会協議会会長
委員長	小谷 みどり	一般社団法人シニア生活文化研究所 代表理事
委員長職務代理者	小林 弘敏	元横浜市久保山斎場 斎場長
	三宅 未来	扶桑第一法律事務所 弁護士
	矢部 智仁	東洋大学大学院経済学研究科 公民連携専攻 客員教授

3 審査の経過

年月日	内容
令和6年4月22日	第1回横浜市斎場指定管理者選定評価委員会 (公募関係書類・評価基準等の決定)
令和6年5月7日 ～6月20日	公募実施（本市ホームページに公募要項等を掲載）
令和6年5月17日	公募説明会及び現地説明会
令和6年5月20日 ～5月24日	質問の受付
令和6年6月3日	質問の回答（115件）
令和6年6月19日 ～6月20日	応募書類の受付
令和6年8月2日	第2回横浜市斎場指定管理者選定評価委員会 (書類審査、面接審査及び指定候補者等の決定)

4 応募状況

次の2団体から応募がありました。

- (1) くぼやま斎苑管理グループ
 - ・代表団体：イーグリス・グループ有限責任事業組合
 - ・構成団体：太平ビルサービス株式会社
- (2) 清光社・宮本工業所共同事業体
 - ・代表団体：株式会社清光社
 - ・構成団体：株式会社宮本工業所

5 応募者の提出書類審査及び面接審査の実施

- (1) 応募者の資格（制限）について
横浜市久保山斎場指定管理者公募要項（以下「公募要項」という。）に定める「資格要件及び欠格事項」への該当の有無について、問題がないことを確認しました。

公募要項（抜粋）

5 公募及び選定に関する事項

(5) 資格要件及び欠格事項について

ア 資格要件

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること（法人格は不要。ただし個人は除く。）。

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること。
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続を行っていないこと。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること。
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から2年以内に指定の取消を受けた者であること。
- (オ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、市における入札参加を制限されていること。
- (カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること。
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること。

※本項目については、提出いただく「役員等氏名一覧表（様式 6）」により、市から神奈

川県警察本部に対し調査・照会を行います。

- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）。

(2) 審査にあたっての考え方

選定評価委員会では、公募要項においてあらかじめ定めた評価項目及び配点にしたがって、応募団体から提出された応募書類の審査及び面接審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を行い、指定候補者及び次点候補者の選定を行いました。

審査は、100点を各評価項目に配分しました。各委員が評価項目ごとに採点した上で、360点（100点×出席委員の人数）の6割を最低基準点とし、これを満たすことを条件としました。その上で、各委員の採点結果のうち、最高点の委員と最低点の委員を除く残りの委員の採点を合計した点数を審査得点（400点満点）としました。

6 審査結果

選定評価委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者として選定しました。

(1) 指定候補者

清光社・宮本工業所共同事業体（株式会社清光社、株式会社宮本工業所）

(2) 審査得点（詳細は評価表のとおり）

308点／400点満点（最低基準点は466点/600点で審査条件である360点以上を満たす）

7 審査講評

今回は、厳正な審査の結果、清光社・宮本工業所共同事業体を第1期の指定候補者として選定しました。

指定候補者は、横浜市久保山斎場の第1期の指定管理者として、安定した斎場の管理運営の実績や、指定管理期間5年間における火葬需要への対応に関する具体的な取組及び利用者サービスの提案、施設の安定稼働に必要な人員体制の構築、自主事業の提案等施設運営への意気込みが評価されました。

評価項目	配点		各委員の「最終評価」						合計
			A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	
1 法人の状況									
(1) 法人の理念・基本方針・財務状況等	5	10	4	4	4	3	3	4	15
(2) 応募理由	5		5	5	4	4	3	5	17
2 管理体制									
(1) 管理の体制	5	15	5	4	4	3	3	4	16
(2) 緊急、災害時等の危機管理対策	5		5	5	4	4	4	5	18
(3) 個人情報の保護管理、事務処理ミス防止の取組	5		5	4	4	3	3	5	16
3 施設の運営									
(1) 施設運営の基本方針	5	35	4	4	4	3	4	4	16
(2) 火葬需要への対応	10※ (5×2)		10	8	8	8	8	8	34
(3) 利用者サービス向上の取組	5		4	4	3	3	4	5	15
(4) 地域へのサービス向上策	5		4	5	4	3	3	4	16
(5) 環境への配慮、市内企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	5		5	4	4	3	3	5	16
(6) 自己評価	5		5	3	4	3	3	5	15
4 施設の維持管理									
(1) 施設管理の基本事項	5	15	4	4	3	3	4	4	15
(2) 建築物、工作物の適正管理	5		4	4	3	4	4	5	15
(3) 施設の安全対策	5		4	4	3	3	3	5	14
5 管理経費									
(1) 収支計画	10※ (5×2)	15	6	6	8	8	6	8	26
(2) コスト縮減策	5		3	3	3	3	3	5	12
6 加点項目									
(1) 施設等の管理実績	4	10	4	4	4	4	4	4	16
(2) 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況	6		4	4	4	4	4	4	16
合計	100		85	79	75	69	69	89	308
採点上の取扱い						最低点のため除外		最高点のため除外	最低基準点 466点

評価項目	配点		各委員の「最終評価」						合計
			A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	
1 法人の状況									
(1) 法人の理念・基本方針・財務状況等	5	10	5	4	3	3	3	4	14
(2) 応募理由	5		5	4	4	4	4	4	16
2 管理体制									
(1) 管理体制	5	15	4	4	4	3	3	4	15
(2) 緊急、災害時等の危機管理対策	5		4	3	4	3	4	4	14
(3) 個人情報の保護管理、事務処理ミス防止の取組	5		5	4	4	3	3	4	15
3 施設の運営									
(1) 施設運営の基本方針	5	35	4	3	4	3	3	3	13
(2) 火葬需要への対応	10※ (5×2)		8	6	8	8	8	6	28
(3) 利用者サービス向上の取組	5		3	4	4	3	3	3	14
(4) 地域へのサービス向上策	5		4	3	4	3	3	4	14
(5) 環境への配慮、市内企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	5		4	4	4	3	3	4	15
(6) 自己評価	5		5	3	4	3	3	4	14
4 施設の維持管理									
(1) 施設管理の基本事項	5	15	4	4	3	3	3	4	14
(2) 建築物、工作物の適正管理	5		4	4	3	4	4	4	15
(3) 施設の安全対策	5		4	4	3	3	3	4	14
5 管理経費									
(1) 収支計画	10※ (5×2)	15	8	8	8	8	6	8	32
(2) コスト縮減策	5		4	4	5	4	3	4	17
6 加点項目									
(1) 施設等の管理実績	4	10	1	1	1	1	1	1	4
(2) 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況	6		4	4	4	4	4	4	16
合計	100		80	71	74	66	64	73	284
採点上の取扱い			最高点のため除外				最低点のため除外		最低基準点 428点